

阿賀野市健康推進員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第30号

阿賀野市健康推進員規則の一部を改正する規則

阿賀野市健康推進員規則（平成16年阿賀野市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（報償金の支給）

第11条 市長は第3条の職務に対する謝礼として、報償金を支給するものとする。

（報償金の額）

第12条 報償金の額は、次に定める均等割と世帯割の合計額とする。

（1） 均等割：2,000円

（2） 世帯割：4月末の世帯数に50円を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市健康推進員規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。